

◎新潟県告示第816号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を令和4年7月4日認可した。

令和4年7月12日

新潟県新発田地域振興局長